様式２

技術提案書

令和　　年　　月　　日

国立大学法人東京科学大学

　理事長　大竹　尚登　殿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 住所 |  |  |
| 法人等名 |  |  |
| 代表者氏名 |  | 印 |

　令和７年７月１日付けで公告のありました「東京科学大学（湯島）A棟6階手術室改修Ⅱ期機械設備工事」に係る技術提案を、別紙のとおり提出します。

記

　　　　　　　　　【提出書類】

　　　　　　　　　　　　・様式２　技術提案書（本紙）

　　　　　　　　　　　　・様式２・別紙１－１　ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画

　　　　　　　　　　　　・様式２・別紙１－２　ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画

　　　　　　　　　　　　・様式２・別紙２　　　工事全般の施工計画

　　　　　　　　　　　　・様式２・別紙３　　　ワーク・ライフ・バランス等の推進

以　上

様式２・別紙１－１

ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画

（東京科学大学(湯島) Ａ棟６階手術室改修Ⅱ期機械設備工事）

|  |  |
| --- | --- |
| 評価項目 | １．機能性・耐久性に資する提案 |
| 趣旨及び標準案 | ・設計で求められる性能・仕様を確実に満たすことを前提としつつ、施工段階において施工精度の確保や耐久性および品質向上となり、施設の長期使用に資する技術提案を求めるものである。なお、標準案は設計図書によるものをいう。 |
| 着目対象 | ＶＥ提案を行う場合、技術提案の着目対象は次の①～④とする。着目対象について、いずれか選択し記入すること。①指定された仕様を確実に実現するための施工手順や品質管理の工夫②複雑な納まり部や仕上げ部の耐久性向上に向けた施工方法の工夫③劣化・損傷リスクを低減する施工上の配慮（下地処理、施工環境管理等）④施工者による機能・性能検証方法（試験、実測、第三者確認等）の提案 |

１．ＶＥ提案について（いずれかに○をすること）

|  |  |
| --- | --- |
|  | ＶＥ提案を行う（→２．へ） |
|  | ＶＥ提案を行わない（標準案で施工する。）（→記入終了） |

２．ＶＥ提案が採用されなかった場合（いずれかに○をすること。）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 標準案で施工する（→３．へ） |
|  | 標準案で施工しない（ＶＥが採用されなかった場合入札に参加できない）（→３．へ） |

３．ＶＥ提案

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提案項目１ | 　 | 着目対象 |
|  |
| 提案項目２ |  | 着目対象 |
|  |
| 提案項目３ |  | 着目対象 |
|  |

＜留意事項＞

(1)本評価項目に対する提案については、文字サイズ10ポイント以上とし、Ａ４片面２頁以内（説明図は含まない。）で簡潔に記述すること。

(2)必要に応じて説明図を添付すること。説明図は１つの提案項目につき、文字サイズ10ポイント以上（注釈を除く。）とし、Ａ４片面２頁以内で明瞭に記載すること。なお、工事名、評価項目、提案項目番号を明示すること。

(3)工事目的物の変更を伴う提案についてはＶＥ提案として認めない。

(4)提案項目数は、評価項目ごとに最大５項目までとし、これを超えた提案項目については加点評価対象とはしない。

(5)１つの提案項目につき、１つの着目対象に限って記載すること。複数の着目対象に対する提案項目を記載した場合は加点評価対象としない。

(6)(4)(5)で加点評価対象にならなかった提案項目（採用されなかったものを除く。）についても履行義務は負うものとする。

(7)各提案項目については、可能な限り、コストについても明記すること。

(8)作成にあたり本様式のうち、「趣旨及び標準案」、「着目対象」及び「留意事項」の記載事項を削除して提出することは可能とする。

様式２・別紙１－２

ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画

（東京科学大学(湯島) Ａ棟６階手術室改修Ⅱ期機械設備工事）

|  |  |
| --- | --- |
| 評価項目 | ２．手術機能を継続するための特別な安全対策に関する提案 |
| 趣旨及び標準案 | ・手術室を供用しながらの改修工事では、患者および医療従事者の安全確保と医療機能の維持を最優先とし、施工段階での特別な安全対策が求められる。施工時の隔離措置、粉じん・感染対策、動線分離、騒音・振動対策等を徹底し、医療現場への影響を最小限とする計画と実施体制の構築が必要であることから、技術提案を求めるものである。なお、標準案は設計図書によるものをいう。 |
| 着目対象 | ＶＥ提案を行う場合、技術提案の着目対象は次の①，②，③とする。着目対象について、いずれか選択し記入すること。①居ながら施工における仮設区画、エアフロー管理、清浄度確保のための施工上の工夫②粉じん・臭気・騒音・振動を最小限に抑える施工機材・工法の選定と使用管理③病院と連携した工程計画・作業時間帯の工夫（夜間施工の提案など） |

１．ＶＥ提案について（いずれかに○をすること）

|  |  |
| --- | --- |
|  | ＶＥ提案を行う（→２．へ） |
|  | ＶＥ提案を行わない（標準案で施工する。）（→記入終了） |

２．ＶＥ提案が採用されなかった場合（いずれかに○をすること。）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 標準案で施工する（→３．へ） |
|  | 標準案で施工しない（ＶＥが採用されなかった場合入札に参加できない）（→３．へ） |

３．ＶＥ提案

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提案項目１ | 　 | 着目対象 |
|  |
| 提案項目２ |  | 着目対象 |
|  |
| 提案項目３ |  | 着目対象 |
|  |

＜留意事項＞

(1)本評価項目に対する提案については、文字サイズ10ポイント以上とし、Ａ４片面２頁以内（説明図は含まない。）で簡潔に記述すること。

(2)必要に応じて説明図を添付すること。説明図は１つの提案項目につき、文字サイズ10ポイント以上（注釈を除く。）とし、Ａ４片面２頁以内で明瞭に記載すること。なお、工事名、評価項目、提案項目番号を明示すること。

(3)工事目的物の変更を伴う提案についてはＶＥ提案として認めない。

(4)提案項目数は、評価項目ごとに最大５項目までとし、これを超えた提案項目については加点評価対象とはしない。

(5)１つの提案項目につき、１つの着目対象に限って記載すること。複数の着目対象に対する提案項目を記載した場合は加点評価対象としない。

(6)(4)(5)で加点評価対象にならなかった提案項目（採用されなかったものを除く。）についても履行義務は負うものとする。

(7)各提案項目については、可能な限り、コストについても明記すること。

(8)作成にあたり本様式のうち、「趣旨及び標準案」、「着目対象」及び「留意事項」の記載事項を削除して提出することは可能とする。

様式２・別紙２

工事全般の施工計画

（東京科学大学(湯島) Ａ棟６階手術室改修Ⅱ期機械設備工事）

|  |  |
| --- | --- |
| 工事全般の施工計画　 | 施工上考慮すべき事項等の技術的所見・本工事では、医療機能を維持しながらの改修であるため、工程の確実な管理と、想定外の事象にも対応可能な柔軟性のある施工体制が重要となる。段階的な施工区分の工夫、本学病院との連携強化など、総合的かつ実現性の高い工程管理計画が必要であることから、技術提案を求めるものである。 |
| 提案項目１ | 　 |
|
| 提案項目２ | 　 |
|
| 提案項目３ | 　 |
|
| 提案項目４ | 　 |
|
| 提案項目５ | 　 |
|

＜留意事項＞

(1)文字サイズ10ポイント以上とし、Ａ４片面２頁以内（説明図は含まない。）で簡潔に記述すること。

(2)必要に応じて説明図を添付すること。説明図は１つの提案項目につき、文字サイズ10ポイント以上（注釈を除く。）とし、Ａ４片面２頁以内で明瞭に記載すること。なお、工事名、提案項目番号、「工事全般の施工計画」に係る説明図であることを明示すること。

(3)ＶＥ提案をする／しないにかかわらず、「工事全般の施工計画」はすべての競争参加申請者が提案すること（共同企業体は、共同企業体を単位として提案すること。）。ただし、ＶＥ提案をする業者は、ＶＥ提案の内容と重複しないこと。

(4)工事全般の施工計画に対する全提案項目数は、最大５項目までとし、これを超えた提案項目は加点評価対象としない。

~~(5)１つの提案項目につき、１つの着目対象に限って記載すること。複数の着目対象に対する提案項目を記載した場合は加点評価対象としない。~~

(6)(4)~~(5)~~で加点評価対象にならなかった提案項目についても履行義務は負うものとする。

(7)作成にあたり本様式のうち、「工事全般の施工計画」及び「留意事項」の記載事項を削除して提出することは可能とする。

様式２・別紙３

ワーク・ライフ・バランス等の推進

（東京科学大学(湯島) Ａ棟６階手術室改修Ⅱ期機械設備工事）

下記の認定の有無について、該当するものに○印を記入すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種別 | 認定区分 | 認定の有無等（該当のものに○を付すこと） |
| ・女性の職業生活における活躍の推進に関す法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）（ただし、労働時間等の働き方に係る基準は満たしていること） | 認定段階１ |  |
| 認定段階２ |  |
| 認定段階３ |  |
| プラチナえるぼし認定 |  |
| 又は |  |  |
| ・一般事業主行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が１００人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）） | 行動計画策定済 |  |
| 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（トライくるみん認定企業・くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業） | トライくるみん認定 |  |
| くるみん認定 |  |
| プラチナくるみん認定 |  |
| 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定） |  |
| 外国法人の場合であって、内閣府によるワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認を受けている |  |
| 上記のいずれも該当なし |  |

　注１　認定が有の場合はそのことを証明する資料の写しを添付すること。

　注２　上記認定が取消となった場合には速やかに本学に届け出ること。

注３　ＪＶで参加する場合は、構成員毎に該当するすべての認定状況を記載すること。